

市立小・中学校
幼稚園・保育所・認定こども園
保護者の皆様

香芝市教育委員会事務局
教育部長 福森 るり

【令和2年6月19日時点】新型コロナウイルス感染拡大防止のための
香芝市における児童・生徒・園児の出席停止等について（お知らせ）

平素は、本市教育・保育の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、保護者様におかれましては、各児童・生徒・園児の体調管理にご協力いただきまして誠にありがとうございます。しかしながら、県外の学校にてクラスターが発生したという報道もあり、依然、感染拡大防止対策の徹底に努めなければならない状況です。

また、文部科学省からも「子供の感染事例の多くは家庭内での感染であること」や「学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないこと」が重要であると示されていることを受け、香芝市立小・中学校、幼稚園・保育所・認定こども園での感染予防対策として

「児童・生徒・園児がPCR検査を受診することとなった際には翌日から2日間の学級閉鎖を行う」とこととしておりました基準を以下のような取扱いに変更させていただくことを決定いたしました。**(PCR検査を受診すると学級閉鎖という基準は廃止となります。)**

つきましては、以下のことでご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

※児童・生徒・園児及び同居家族が新型コロナウイルスに罹患又は濃厚接触者となった際には必ず学校（幼稚園・保育所・認定こども園）にご連絡下さい。

○児童・生徒・園児の出席停止の取扱いについて

児童・生徒・園児の状態	出席停止の取扱
① 本人が罹患	【出席停止】専門医・保健所等の専門機関が登校を許可するまで
② 本人が濃厚接触者	【出席停止】保健所等から指示された期間 (罹患者との最終接触からおよそ2週間)
③ 同居家族が罹患又は濃厚接触者	【出席停止】同居家族の罹患の有無が確認できるまで (その後は本表による)
④ 発熱等の風邪症状 (息苦しさ、強いだるさ、高熱)	帰国者・接触者相談センター、かかりつけの小児医療機関等の専門機関に相談し、指示に従う
⑤ 発熱等の風邪症状 (医療機関を受診した場合) ④以外の症状で	医療機関の指示による 症状が4日以上続く際には帰国者・接触者相談センター、かかりつけの小児医療機関等の専門機関に相談し、指示に従う
⑥ 発熱等の風邪症状 (医療機関を受診していない場合) ④以外の症状で	症状が4日以上続く際には帰国者・接触者相談センター、かかりつけの小児医療機関等の専門機関に相談し、指示に従う

※発熱症状が継続している場合については、治癒するまで出席停止扱いとしますが、その他の風邪症状につき、医療機関を受診し、「花粉症」等の診断を受けた際には出席を可能とします。

※同居家族の方に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状等がある際には、児童・生徒・園児の出席につき学校（幼稚園・保育所・認定こども園）にご相談下さい。

※学級閉鎖の実施有無や規模については、別途協議により決定いたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き家庭内でのお子様及びご家族の体調管理にご留意いただき、必要に応じて医療機関を受診いただくなどのご対応をよろしくお願いします。